

■無通帳型総合口座特約

1 無通帳型総合口座

- (1) 無通帳型総合口座は、次の各号の全てを満たす総合口座取引規定の適用のある通常貯金のうち通常貯金を受け入れる通帳を発行しない口座（以下「この口座」といいます。）をいいます。
 - ① キャッシュカード（キャッシュカード規定の適用のあるカードをいいます。ただし、キャッシュカード規定第9条（代理人のカード）第1項のカードを除きます。）の交付を受けていること
 - ② ダイレクトサービス（ゆうちょダイレクト規定第1条（ゆうちょダイレクト）③に規定するダイレクトサービスをいいます。以下同じとします。）の利用口座として届け出ていること
- (2) この特約は、総合口座取引規定の一部を構成するとともに、同規定と一体として取り扱われるものとします。
- (3) この口座に関する現在高、取扱内容及び口座情報は、ゆうちょダイレクト規定第8条（照会サービス）の定めるところに従い、預金者自身が照会することとし、当行は預金者あてに取引履歴に係る書面の送付を行いません。

2 この口座の申込み

- (1) この口座の利用の申込みをしようとするときは、当行所定の利用申込書に必要事項を記入し、記名押印（又は署名）のうえ、当行所定の方法により当行所定の事務センターに提出してください。
- (2) この口座以外の総合口座取引規定の適用のある通常貯金を受け入れる口座（以下「有通帳口座」といいます。）をこの口座とする申込みは、ゆうちょダイレクト規定第18条（無通帳型総合口座への切替）により取り扱います。

3 有通帳口座への切替

- (1) この口座を有通帳口座とする申込みをしようとするときは、当行所定の書類に必要事項を記入し、記名押印（又は署名）のうえ、この口座のキャッシュカードを添えて当行の本支店若しくは出張所又は郵便局（日本郵便株式会社の委託を受けて当行に係る銀行代理業を行う簡易郵便局を含みます。）（以下「本支店等」といいます。）に提出してください。申込みが完了した後は、この口座を有通帳口座とし、当行所定の方法により通帳を交付します。この場合、ダイレクトサービスにおける取扱内容の照会期間は、この口座の利用を申し込む前の当行所定の照会期間に戻ります。
- (2) この口座のキャッシュカード又はダイレクトサービスの利用を廃止するときは、あらかじめ前項の申込みをしてください。

4 預入、払戻し等の取扱い

- (1) 本支店等においてこの口座の通常貯金の預入、払戻しその他通帳の提出が必要な取引を行う場合は、通帳の提出に代えて、この口座のキャッシュカードを提出してください。この場合には、預金者本人を確認できる当行所定の証明資料の提示等の当行所定の手続により取り扱うものとします。なお、この口座の通常貯金の全部払戻しの請求による払戻しは、払戻証書を当行所定の方法により発行し、これを請求人に交付して行います。
- (2) 総合口座取引規定の定めにかかわらず、この口座については、本支店等において総合口座取引規定第1条（総合サービス）第3項に規定する自動貸付担保貯金の預入（総合口座取引規定第4条（自動貸付担保貯金の預入）第6項に規定する自動貸付担保貯金の預入を除きます。）及び払戻し並びに同項に規定する貯金担保自動貸付けの取扱いの廃止はご利用いただけません。

5 特約の改定等

- (1) この特約の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、改定内容を本支店等の窓口等に掲示する方法又は当行所定のホームページに掲載する方法その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表の際に定める相当の期間を経過した日から適用されるものとします。

6 規定の適用

- (1) この口座には、この特約のほか、「通常貯金規定」、「定額貯金規定」、「定期貯金規定」及び「国債等振替口座規定」の各規定が適用されます。ただし、各規定とこの特約とで相違が生じる場合には、この特約が優先して適用されるものとします。
- (2) キャッシュカード及びゆうちょダイレクトについてこの特約に定めのない事項については、「キャッシュカード規定」及び「ゆうちょダイレクト規定」により取り扱います。

以上

附 則

（実施期日）

この改正特約は、平成 29 年 1 月 4 日から実施します。